

# 根室市再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例

令和 7 年 12 月 19 日条例第 34 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、市内における再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電施設の事業区域及び周辺地域における災害の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し発電を行う事業で定格出力 10 キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期、又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を含む。）をいう。  
ただし、建築物の屋根又は屋上で行う太陽光発電事業は除く。
- (3) 風力発電施設 風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (4) 風力発電事業 風力発電施設を利用し発電を行う事業をいう。
- (5) 再生可能エネルギー発電施設 太陽光発電施設及び風力発電施設、その他の再生可能エネルギーを電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (6) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電施設を利用し発電を行う事業をいう。
- (7) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (8) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (9) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、賃借人、占有者及び管理者をいう。
- (10) 周辺関係者 再生可能エネルギー発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある次に掲げる者をいう。
  - ア 事業区域の境界から 300 メートル以内に居住している者
  - イ 事業区域の境界から 300 メートル以内の土地若しくは家屋の所有者又は使用者

- ウ 事業区域に関する町内会等（事業区域が行政区の境界付近の場合は、隣接する町内会等も含む。）の代表者
- エ 事業区域に関する公的機関、漁業協同組合、農業協同組合、自然・環境保護団体等
- オ アからエまでに掲げる者のほか、再生可能エネルギー発電事業に関し、影響を受けるおそれがあると市長が認める者

（市の責務）

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、関係法令及び条例等を遵守し、災害の発生を防止し、生活環境、景観及び自然環境を損なわないよう十分配慮し、周辺関係者と合意形成を図り、良好な関係を保たなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電事業に関し事故が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、自己の責任において速やかに必要な措置を講ずるとともに、再発防止に努め、誠意をもってその解決に当たらなければならぬ。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境及び生活環境を損なうことのないよう、事業区域の土地を適正に管理しなければならない。

（市民等の責務）

第6条 市民及び周辺関係者は、第1条の目的を達成するため、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（禁止区域）

第7条 市長は、第1条の目的を達成するため、特に必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電事業の禁止区域として指定する。

(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第33条第1項の区域

- (2) 北海道立自然公園条例（昭和 33 年法律第 36 号）第 10 条及び第 21 条の区域
  - (3) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の史跡名勝天然記念物及び第 182 条第 2 項の文化財の存する区域
- 2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。

(抑制区域)

第 8 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、特に配慮が必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電事業の抑制区域として指定する。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域及び商業地域
- (2) 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 4 条第 2 項に規定する希少野生動植物種の生育地又は生育する可能性がある区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域及び第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域
- (6) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の砂防指定地
- (7) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
- (8) 水防法（昭和 24 年 6 月 4 日号外法律第 193 号）第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域
- (9) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の農業振興地域の区域内にある農用地等
- (10) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の保安林
- (11) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項の河川区域及び第 54 条第 1 項の河川保全区域
- (12) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 92 条第 1 項の埋蔵文化財を包蔵する土地、第 109 条第 1 項の史跡名勝天然記念物指定地の隣接地及び第 182 条第 2 項の文化財の隣接地

- (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の鳥獣保護区及び第 29 条第 1 項の特別保護地区
  - (14) 水源の上流又は周辺（下流は除く。）のうち、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る工事に伴い、水源の水質に影響を与える恐れのある範囲
- 2 市長は、事業者に対し、抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができる。
  - 3 事業者は、抑制区域を事業区域に含まないよう十分配慮しなければならない。

（指定解除）

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域及び抑制区域の指定を変更し、又は解除することができる。

（告示）

第 10 条 市長は、第 7 条及び第 8 条の規定により、禁止区域及び抑制区域を指定したとき又は前条の規定により禁止区域及び抑制区域を変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示するものとする。

（事前協議）

第 11 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と事前協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事前協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 市長は、第 1 項の規定による事前協議があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（周辺関係者への説明）

第 12 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとするときは、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じ、合意形成を図らなければならない。

- 2 前項の周知を行うに当たっては、事業者は事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、周辺関係者から出された質問、意見及び要望に対しては、丁寧か

つ誠意をもって対応するものとし、周辺関係者から更に質問を求められた場合は再度説明会を開催するなどの必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 4 事業者は、第1項又は前項の措置を行ったときは、規則に定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(届出)

第13条 事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置を行おうとするときは、当該工事（森林伐採、土地造成等の準備行為を含む。）に着手する日の60日前までに、前条の当該事業区域の周辺関係者への再生可能エネルギー発電事業に関する周知状況を記録した書類を添えて、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）
- (2) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の設置する位置、構造及び発電出力
- (5) 再生可能エネルギー発電施設の保守点検及び維持管理計画
- (6) 再生可能エネルギー発電施設の災害発生時対応計画書
- (7) 再生可能エネルギー発電施設の撤去及び処分に関する計画
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項

- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。

- 4 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるとときは、関係する市町村長又は行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

- 5 市長は、第1項及び第3項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(工事完了の届出)

第14条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したと

きは、14日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長へ届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

#### (地位の承継等)

第15条 事業者から事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 地位を承継した者は、当該承継に係る再生可能エネルギー発電事業について付された一切の条件を遵守するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

#### (廃止の届出)

第16条 事業者は、再生可能エネルギー発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき再生可能エネルギー発電施設の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、その再生可能エネルギー発電施設を廃止しようとするときは、再生可能エネルギー発電施設の解体、撤去、廃棄その他適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

#### (維持管理)

第17条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないよう、再生可能エネルギー発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

#### (報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第 19 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に対し質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
  - (1) 事業者が第 13 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
  - (2) 事業者が正当な理由なく第 13 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。
  - (3) 事業者が第 14 条、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
  - (4) 事業者が第 16 条第 3 項の規定による措置を講じなかったとき。
  - (5) 事業者が適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。
  - (6) 事業者が第 18 条に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第 19 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
  - (7) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第 21 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対し、そ

の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(災害の復旧)

第 22 条 事業者は、事業に起因して災害が発生したときは、市その他関係機関と速やかに協議し、誠意をもって災害の復旧を行わなければならない。

(国等の特例)

第 23 条 国又は地方公共団体が行う再生可能エネルギー発電事業については、この条例を適用しない。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、太陽光発電施設建設に関する指導要領（令和 5 年 6 月策定）及び風力発電施設建設に関する指導要領（平成 14 年 8 月策定）に基づく当該事業に係る事前調査を完了している事業者については、第 11 条から第 14 条の規定は、適用しない。